## 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則(平成20年8月15日通知) (下線部分変更)

新

旧

(総額買取型新株予約権等の要件)

第2条 規程第6条第1号、第3号、第5号、 第8号及び第9号に規定する規則で定める 要件は、金融商品取引所による上場承認(同 条第1号、第8号及び第9号については、 機構が別に定める金融商品取引所による上 場申請の公表を含む。)が行われていること とする。

(同意書)

第3条 (略)

- 2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) 投資口

イ~ハ (略)

ニ 次に掲げる事項を記載した<u>所定の</u>書 面

ホ~ト (略)

- (5) 協同組織金融機関の優先出資イ~ハ (略)
- ニ 次に掲げる事項を記載した<u>所定の</u>書 面

ホ~ト (略)

(6) (略)

3 機構に対する通知又は機構が行う照会に 対する報告その他機構との間の連絡を他の 会社に委託する発行者であって、機構が認 めるものは、前項に規定するほか、当該他 の会社名並びに当該他の会社における情報 取扱責任者の役職名及び氏名を記載した書 (総額買取型新株予約権等の要件)

第2条 規程第6条第1号、第3号、第5号、 第8号及び第9号に規定する規則で定める 要件は、金融商品取引所による上場承認が 行われていることとする。

(同意書)

第3条 (略)

- 2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) 投資口

イ~ハ (略)

- 二 次に掲げる事項を記載した書面ホ~ト (略)
- (5) 協同組織金融機関の優先出資イ~ハ (略)
  - ニ 次に掲げる事項を記載した書面

ホ~ト (略)

(6) (略)

(新設)

## 面を添付するものとする。

(全部情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱 (1)

第 216 条 (略)

2 規程第157条第4項第7号に規定する規 則で定める事項は、機構が発行者の請求を 特定するために採番する受付番号とする。

(株式数比例配分方式の取扱いに関する申 請)

第 228 条 規程第 166 条第 1 項及び第 7 項の 届出は、書面又は Target 保振サイト接続に より行わなければならない。

 $2 \sim 5$  (略)

(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口 座の利用可否に係る届出の方法)

面又は Target 保振サイト接続により行わ なければならない。

2 (略)

(全部情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱 (1)

第 216 条 (略)

2 規程第159条第4項第7号に規定する規 則で定める事項は、機構が発行者の請求を 特定するために採番する受付番号とする。

(株式数比例配分方式の取扱いに関する申 請)

第 228 条 規程第 166 条第 1 項及び第 7 項の 届出は、書面により行わなければならない。

 $2 \sim 5$  (略)

(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口 座の利用可否に係る届出の方法)

第 229 条 規程第 167 条第 1 項の届出は、書 │ 第 229 条 規程第 167 条第 1 項の届出は、書 面により行わなければならない。

(略)

## 2 附 則

この改正規定は、平成21年6月1日から施行する。